

熊谷市公共工事前金払事務処理要領

平成17年10月1日
訓令第63号

(趣旨)

第1条 この訓令は、熊谷市契約規則（平成17年規則第68号）第40条第1項の規定に基づく市の発注する土木建築に関する工事に要する経費の前金払に関し必要な事項を定めるものとする。

(前金払の対象等)

第2条 前金払の対象は、1件の設計金額が300万円以上の土木建築に関する工事（土木建築に関する工事の設計及び調査並びに土木建築に関する工事の用に供することを目的とする機械類の製造を除く。）において、当該工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（当該工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する経費とする。

2 前金払の割合は、当該工事の請負代金の額の10分の4を超えない範囲内とする。ただし、前金払をした後に請負代金の額を減額した場合には、当該前金払により支払う前払金（以下「前払金」という。）の額を超えない範囲内において、減額後の請負代金の額の10分の5を超えない範囲内とする。

3 債務負担行為に係る工事の前金払の割合は、当該各年度の歳出予算に計上した当該工事に関する予算の額の10分の4を超えない範囲内とする。

4 前払金の額は、1億5,000万円を限度とする。ただし、市長が特に認める事業については、この限りでない。

5 前払金の額に10万円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(前払金の請求等)

第3条 受注者は、前払金の支払を請求しようとするときは、当該工事請負契約締結後（債務負担行為に係る契約の場合において、最初の会計年度以外の会計年度にあっては、当該各会計年度の開始後）、遅滞なく公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第5条の規定に基づき登録を受けた保証事業会社と、当該工事請負契約において定めた工事完成期限（債務負担行為に係る契約の場合にあっては、当該各年度末）を保証期限とする前金払に係る保証契約を締結し、当該保証契約に係る保証証書を添えて、前払金支払請求書（別記様式）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の前払金支払請求書を受理したときは、当該受理した日から起算して14日以内に前払金を支払わなければならない。

3 前払金は、第1項の保証証書に記載された預託金融機関の口座に振り込むものとする。

(前払金の額の変更)

第4条 工事内容の変更その他の理由により請負代金を増額又は減額したときは、熊谷市建設工事請負契約約款（平成17年告示（甲）第91号。以下「約款」という。）第34条第3項から第6項までの規定により精算するものとする。

(代理受領の禁止)

第5条 前金払を受ける工事契約に係る請負代金については、約款第42条第1項の規定にかかわらず、第三者による代理受領を認めないものとする。

(その他)

第6条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成17年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令の施行の日の前日までに、合併前の熊谷市公共工事前金払事務処理要領（平成4年熊谷市訓令第4号）又は大里町公共工事前金払事務処理要綱（平成9年大里町要綱第5号）の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの訓令の相当規定によりなされたものとみなす。

(江南町の編入に伴う経過措置)

3 江南町の編入の日の前日までに、編入前の江南町公共工事前金払事務処理要領（平成10年江南町訓令第2号）の規定によりなされた手続その他の行為は、この訓令の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成19年1月31日訓令第16号）

この訓令は、平成19年2月13日から施行する。

附 則（平成20年3月31日訓令第6号）

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月31日訓令第7号）

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月30日訓令第6号）

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年2月28日訓令第2号）

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

平成 年 月 日

前払金支払請求書

熊谷市長 氏 宛

住 所
受注者 商号又は名称 ⑩
代表者職氏名

下記の工事について、前払金の支払を請求します。

記

工 事 名		
工 事 場 所		
工 期	平成 年 月 日から平成 年 月 日まで	
請 負 代 金 額	金 円	
前 払 金 請 求 額	金 円	
摘 要		
振 込 先	金融機関名	
	口座番号	普通
	(フリガナ) 名 義 人	

注) 1 前払金請求額の算定方法

請求額 = 請負代金額（消費税込み）× 0.4 以内 （10万円未満切捨て）

2 振込先は、保証事業会社が発行した当該前払金に係る保証証書に記載された預託金融機関の普通預金口座とする。

【添付書類】

- 1 当該前払金に係る保証証書（正・写し各1通）
- 2 当該工事の工事請負契約書（写し1通）